

(資料提供)

平成29年1月18日

危機管理監室危機対策課

担当：湊

電話：076-225-1482

「石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（仮称）の概要案」に係る意見募集（パブリックコメント）について

1 意見募集の趣旨

石川県では、白山の活火山地区（火口域から4キロメートル以内）に登山しようとする者に対して、登山の届出を義務付けることにより、登山者による事前準備の徹底、火山災害による遭難の防止並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化を図るため、「石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（仮称）」を制定することとしております。

今般、概要案をとりまとめましたので、広く県民の皆様からのご意見をいただき、制定の参考にさせていただきたいと考えております。

2 意見募集の概要

(1) 募集期間

平成29年1月18日（水）～平成29年2月13日（月）

（郵送の場合は、最終日の消印有効）

(2) 募集内容

「石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（仮称）の概要案」に係る意見

(3) 資料

「石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例（仮称）の概要案」

<閲覧・入手方法>

①県のホームページからのダウンロード

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/hakusan_kazan/pubcom.html

②下記の機関において閲覧・配布

- ・本 庁：危機管理監室危機対策課、行政情報サービスセンター
- ・出先機関：小松県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所

(4) 意見の提出方法

「意見書」様式（配付資料に添付）に住所、氏名、意見等を記入の上、

①郵送、②ファクシミリ、③電子メールのいずれかの方法で提出。

3 意見の提出先、問い合わせ先

石川県危機管理監室 危機対策課 防災グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

T E L 076-225-1482 F A X 076-225-1484

メール e170700@pref.ishikawa.lg.jp